

武蔵野市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

武蔵野市個人情報の保護に関する条例施行規則（令和5年3月武蔵野市規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<u>第3号様式</u> （別添1のとおり）	<u>第3号様式</u> （別添2のとおり）	様式の改正
<u>第15号様式</u> （別添3のとおり）	<u>第15号様式</u> （別添4のとおり）	様式の改正
<u>第22号様式</u> （別添5のとおり）	<u>第22号様式</u> （別添6のとおり）	様式の改正
<u>第32号様式</u> （別添7のとおり）	<u>第32号様式</u> （別添8のとおり）	様式の改正

付 則

この規則は、公布の日から施行する。